

時の判例

最高裁

Comments on Supreme Court Decisions



民事

更生債権に関する訴訟が更生手続開始前に係属し受継されることなく終了した場合における当該訴訟に係る訴訟費用請求権の更生債権該当性

最高裁平成 25 年 11 月 13 日第二小法廷決定

平成 25 年(許)第 4 号, 訴訟費用負担決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件/民集 67 卷 8 号 1483 頁/第 1 審・札幌地決平成 24 年 4 月 5 日/第 2 審・札幌高決平成 24 年 11 月 28 日

KIKUCHI Eri

前最高裁判所調査官 | 菊池絵理

事実

I 本件は、X（原々審申立人・原審相手方・抗告人）が、更生会社である株式会社武富士（平成 24 年 3 月 1 日に商号を TFK 株式会社に変更した。以下、商号変更の前後を通じて「武富士」という）の管財人である Y（原々審相手方・原審抗告人・相手方）に対し、X が更生手続開始前の武富士を被告として提起した過払金返還請求訴訟に係る訴訟費用につき、当該訴訟終了後に、その負担を命ずる決定の申立てをした事案である。

更生債権に関する訴訟が更生手続開始前に係属し、当該訴訟が受継されることなく終了した場合において、当該訴訟に係る訴訟費用請求権が更生債権に当たるか否かが問題となった。

II 本件の経緯等はこちらのとおりである。
X は、平成 22 年 8 月、札幌地方裁判所に対し、武富士を被告として過払金返還請求訴訟（以下「本案訴訟」という）を提起した

が、武富士は、本案訴訟係属中である平成 22 年 9 月、更生手続開始の申立て等をし、東京地方裁判所において保全管理命令を受けたことから、本案訴訟の訴訟手続は中断した。武富士は、その後、更生手続開始の決定を受け、Y が管財人に選任された。X は、武富士の更生手続において、本案訴訟で請求していた金員のうち更生手続開始後の利息を除く部分について、更生債権として届出をし、同更生債権の内容等は会社更生法 150 条 1 項の規定により確定したが、X は、本案訴訟に係る訴訟費用請求権（以下「本件訴訟費用請求権」という）については、更生債権として届出をしなかった。更生裁判所である東京地方裁判所は、平成 23 年 10 月、武富士につき更生計画認可の決定（以下「本件認可決定」という）をし、本案訴訟は、上記更生債権の内容等の確定及び本件認可決定により当然に終了したため（同法 204 条 1 項）、X が、民訴法 73 条に基づき、本案裁判所である札幌地方裁判所に対し、本件訴訟費用請求権について訴訟費用負担を命ずる決定の申立て（以下「本件申立て」という）をした。

III 原々審は、訴訟費用を Y の負担とする旨の決定をしたが、原審は、原々決定を取り消し、本件申立てを却下した。これに対し、X が抗告許可の申立てをしたところ、原審はこれを許可した。論旨は、本件訴訟費用請求権は共益債権（会更 127 条 7 号参照）又は開始後債権（同 134 条 1 項参照）に当たり、更生債権には当たらないから、本件認可決定後においても訴訟費用の負担を命ずる決定の申立てをすることができるなどというものである。最高裁判所第二小法廷は、次のとおり判示して原審の判断を維持し、本件抗告を棄却した。

判旨

更生債権に関する訴訟が更生手続開始前に係属した場合において、当該訴訟が会社更生法 156 条又は 158 条の規定により受継されることなく終了したときは、当該訴訟に係る訴訟費用請求権は、更生債権に当たる。